

第726回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和3年7月12日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
井門	明洋	委員
栗下	善行	委員
平	慶翔	委員
のがみ	純子	委員
早坂	義弘	委員
柳川	雅彦	委員
天日	隆彦	委員
亀田	雅子	委員
小澤	さおり	委員
横山	和子	委員
加藤	英典	委員
新内	康丈	委員
高島	由紀子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	相原	俊則

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長

本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者はございません。傍聴人は 15 人となっております。それでは傍聴人をご案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 17 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 ただ今から第 726 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。それでは議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等について、ご説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 6 月 14 日から 7 月 11 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見をふまえて、不健全図書類の指定については 2 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。

6 月 17 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、6 月 18 日に告示をいたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に「ファミリールール講座」を合計 151 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、7 月 7 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2 ページ、3 ページでございますが、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を掲載しております。また、4 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合に、事業者に対

しまして勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりました事業者は今月もございません。

続きまして5ページをご覧ください。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の6月の活動状況を載せてございます。

6月までに委嘱しております協力員は750名です。6月の活動者数は44名、調査店舗数は259店舗でございました。

確認する図書類でございますが、不健全図書として指定した図書類である「不健全指定図書類」、「成人向け」など成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、青い半透明のシールで留めることで青少年が容易に閲覧できない措置がなされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類となります。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

まず不健全図書として指定した図書類や、表示図書類、類似図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。

また青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が、1店舗ございました。

なお不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

続きまして6ページからになりますが、こちらは都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類、表示図書類、類似図書類の取り扱い不適切がそれぞれ1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、ゲームソフト専門店におきまして表示ソフトの取り扱い不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、漫画喫茶等への実態調査、及び4番目の表、古物商への立入調査は6月は実施してございません。

問題があった店舗につきましては、その場で是正措置を求め、条例を順守するよう指導しております。

7ページでございますが、雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況を掲載してございます。こちらは先月と変動はございません。また、自動販売機立入調査につきましても、6月は実施してございません。

事務の施行経過につきましては以上でございます。

○会長 説明ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それではご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。本日は不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。

よろしく願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿ってご説明申し上げます。初めに1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1155号でございます。2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。

こちらに記載されました図書類は、令和3年5月31日から令和3年6月25日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計93誌のうちから、7ページ、8ページに記載しております、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名が「Charles Comics No.177『二番の中で一番上』」、令和3年6月15日に株式会社メディアソフトより発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準でございますが、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。

購入場所は書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、7月7日に自主規制団体から意見を聴取しており、その内容を3ページに取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は16名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が5名となっております。その主な内容は、「暴力的なシーンはないが、全編にわたりほぼ性行為の描写が微に入り細をうがち描かれており、擬音、体液描写が多く、性器の形状も白抜きでほぼはっきりと描かれている。著しく性的感情を刺激するもので、成人向きと考えられる。」などでございます。

「指定非該当」の方は10名で、その主な内容は、「擬音、体液描写や性交シーンは多い印象。暴力、強制や人格否定に該当する様な描写は見受けられない。性器の修整についても、白抜きにより確実に加えられている。コミカルに描かれている箇所も多いことから卑わい感もあまり感じない。結合部も修整を加え、はっきりと読み取れないように工夫している。指定非該当。」などでございます。

なお、保留の方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明についてご質問ございますか。特によろしければ調査に入っていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

(図書審査)

それでは皆さま図書をお読みいただいたようですので、これからご意見をお伺いしてまいりたいと思えます。所用で遅れられた委員の方1名ご参加されたので、出席委員18名で調査・審議を行っていきたくと思えます。まずB委員よろしく申し上げます。

○B委員 はい。私は指定該当と思えます。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に横山委員申し上げます。

○横山委員 はい。ほぼ全編にわたり性行為の描写があり、擬音、体液描写が多く、指定該当と思えます。

○会長 ありがとうございます。次にI委員申し上げます。

○I委員 性器が白抜きになっていることで、余計形がリアルになり卑わい感を増長しているように感じます。よって指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次に C 委員お願いいたします。

○C 委員 指定該当、区分陳列でよいかと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次に D 委員お願いいたします。

○D 委員 はい。男性器が非常にはっきり分かるということ、あと性的な描写が具体的に大変細かく描かれている。またその量も多いということから、青少年向きの漫画だとは思えませんので指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。次に新内委員お願いいたします。

○新内委員 指定該当でお願いしたいと思います。全編にわたって性行為の描写が多く、卑わいな感じを与えたいと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に E 委員お願いいたします。

○E 委員 はい。性行為のシーンは多いんですけれども、描写に関していうと体液ですとか擬音ですとか、そういったものもこの審議会でこれまで拝見してきたものよりかは抑えられている。修整もされていると思います。ストーリー自体も暴力的な描写もなく、純愛というところもありますので、私は非該当でお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。では次に亀田委員お願いします。

○亀田委員 指定該当でお願いいたします。基準として挙げられております施行規則の第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロと照らして、イの方の全裸若しくは、半裸又はこれに近い状態の姿態を描写すると、いうところにこれは明らかにあたると思いますし、それで卑わいな感じを与えていると思います。ロの方を見ましても、性的行為を露骨に描写して、というところにこれも明らかにあたると思います。擬音語、擬態語ととかそういったものも多用されておりますし、それで卑わいな感じを与えているということも言えると思います。どちらか一方でいいところではありますが、明らかに両方あたっていると考えるので指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。高島委員お願いいたします。

○高島委員 はい。指定該当でお願いしたいと思います。絵はコミカルなところもあるんですけども、体液の描写、性交シーンが非常に多いので、指定該当ということで考えました。

○会長 ありがとうございます。次に G 委員お願いいたします。

○G 委員 はい。自主規制団体との「打ち合わせ会」では、指定該当よりも非該当の方が多い

というのは、この作品がコミカルで、ストーリー的にも強制的な行為とか暴力的な行為、典型的な人格否定的な行為というのがないところが、考慮されていると思います。しかし、コミカルで、非暴力的ではあっても、しつこくセックス描写が繰り返されているのですね。男性器をくわえたり、性的な描写が手と口で延々と続くところなど。それに擬音、擬態の描写が数多い。これらを総合して、やはりこれは区分陳列の対象ということになります。

○会長 ありがとうございます。次に H 委員お願いいたします。

○H 委員 はい。成人向け図書だと私には感じました。自主規制団体からの聴き取り結果の中で、性器が修整されているというご意見のもとに指定非該当だというご意見を持っていらっしゃる方がいらっしゃいますが、修整されているから青少年が読んでいいという話ではないということは、過日申し上げたとおりです。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に加藤英典委員お願いいたします。

○加藤（英）委員 はい。指定該当でお願いしたいと思います。全体的にやはり性交シーンが多いということと、やはり修整が十分にされていないということがあると思いますので、指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。次に小澤委員お願いいたします。

○小澤委員 はい。指定該当でお願いいたします。体液描写、性交シーンが多く、著しく性的感情を刺激するものと思いました。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に A 委員お願いいたします。

○A 委員 はい。指定該当でお願いしたいと思います。暴力的シーンはないですし、コミカルな感じも確かにありますが、全編が性行為の描写であることに変わりなく、総合的に判断すると指定該当だと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に J 委員お願いします。

○J 委員 はい。指定該当でお願いいたします。暴力的ではなく人格否定ではないからということでも、全編的に性行為の描写が執拗に書かれておりますので、これは青少年が簡単に手に取って読めるということは好ましくないと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に F 委員お願いいたします。

○F 委員 はい。今までになくちょっと緩いなって感じました。例えば暴力とかそれから薬物とか、今まで結構ありましたよね。そういうものもないし、強制的なものも感じられない

し、人格を否定するようなものもちょっと見受けられなかったので、普通の男子同士の恋愛っていうふうに見ることもできるんですけども、性器描写の白抜きが目立ったり、擬音とか体液描写が多すぎるので、私としては指定やむなしと考えました。以上です。

○会長 ありがとうございます。では会長代理をお願いします。

○会長代理 はい。自主規制団体から非該当の意見が非常に多いですが、この施行規則の第15条第1項第1号のロに性的行為を露骨に描写し、又は表現することにより、卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること、とあります。人格否定的な面は確かにないと言っていいかもしれませんが、この前段の性的行為を露骨に描写し、又は表現することにより卑わいな感じを与えるに該当すると思います。性器の描写それから擬音、こういうものを総合的に判断しますと、卑わい感が否めないと思いますので、指定該当と考えます。

○会長 はい。ありがとうございます。では最後に私ですが、確かに暴力的シーン、強制的シーンは、これまでのものに比べるとないということから、比較的読み物的にはなっていると思いました。ただ性描写のシーンについてむしろ反対に具体性がすごく高くて、その分卑わい感が高くなっている、成人向けの本のように感じました。したがって区分陳列指定でお願いしたいと思います。

では、以上で委員1名の方以外は指定ということですので、審議会としては指定するという事で答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい。どうもありがとうございました。

それでは次の優良映画の推奨について議事を進めさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは優良映画の推奨についてご説明いたします。

資料11ページをご覧くださいと存じます。優良映画等の推奨に関する条例等の該当部分を記載しております。条例施行規則の第2条、第1号から第6号のいずれかに該当するものであると、推奨することとなります。資料12ページをご覧くださいと存じます。諮問第1154号でございます。

今回は1作品を諮問いたします。作品名は『沈黙のレジスタンス～ユダヤ孤児を救った芸

術家〜』。制作者等以下は資料記載のとおりでございます。

令和3年8月27日から、TOHOシネマズシャンテほかでの公開を予定しております。

申請内容でございますが、14ページをご覧いただきたいと存じます。対象区分としては高校生、推奨にふさわしい理由は記載のとおりとなっております。また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としましては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」、及び第5号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」という申請内容でございます。

15ページをご覧いただきたいと存じます。事務局といたしましては、本作品は条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございますとおり、「該当項目」としましては第1号、第2号、第3号及び第5号、対象は高校生といたしております。説明は以上となります。

○会長 はい。それでは今の説明につきまして、何かご質問ございますか。

では、条例施行規則に基づき青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか反対なのか、また対象区分についての評価を各委員からお聞かせいただきたいと思います。ではB委員お願いいたします。

○B委員 はい。私は推奨に賛成です。いい映画だったと思います。この映画を通じて、戦争の悲惨さであるとか、あるいはまた人種差別や理不尽な暴力といったことがていねいに描かれていたのではないかなと思います。また戦争、ユダヤ人が迫害されている中で、その子どもたちをなんとか助けていこうというレジスタンス活動もきちっと描かれていて、子どもたちも考えさせられる映画ではないかなと思います。該当項目としては、1、2、3、5号全部該当していると思います。また対象年齢は高校生が適切だと思います。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。次に横山委員お願いいたします。

○横山委員 はい。戦争や理不尽な差別といった観点においては、非常に倫理観を育てるということは期待できると思います。また若干、迫害の部分がきつく描かれていたかなとは思いますが、1号、2号、3号、5号に関しては該当すると思いますので、高校生に有益と思えました。以上です。

○会長 ありがとうございます。次にI委員お願いいたします。

○I 委員 推奨映画としていいかなと思います。冒頭で、殺人の場面があったりですね。虐殺とか迫害に対して他者を思いやるということで、非常にいい映画だと思います。その逆に今かんがみると、その虐殺にあったユダヤ人。要はイスラエルが、今ガザ地区とかで迫害しているという観点から、そういったこともふまえて、高校生なんかにはしっかり歴史観を備えて見ていただければと思っています。いつも犠牲になるのは必ず弱者で子どもたちなので、その辺をもっと世界にも見てもらって戦争がなくなればいいかと思っています。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に C 委員をお願いします。

○C 委員 申し訳ございません。拝見することができませんでした。

○会長 はい。失礼しました。では D 委員お願いいたします。

○D 委員 はい。戦争の悲惨さ、残酷さと、あと一方でレジスタンスの活躍を描いておりまして、推奨ということでよろしいと思います。ただ、レジスタンスの姉妹に対する拷問の直接の描写はありませんけど、拷問から処刑するというようなところは想像できますし、あとプールでレジスタンスを銃殺するようなシーンもございますので、ちょっと刺激的なシーンがありますので、対象としては高校生だと思います。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。次に新内委員お願いいたします。

○新内委員 優良映画とすることについては賛成で考えています。推奨区分や条例の該当条項についても、このとおりでいいかと思っています。戦争の悲しい事実を風化させないと、次世代に引き継いでいくという意味で、ぜひ若い人にも見ていただきたいなというふうに思いました。以上です。

○会長 では次に E 委員をお願いします。

○E 委員 推奨とすることに賛成です。戦争の悲惨さ、人種差別の問題について、若い方々にも伝えていきたい、見ていただくべき映画だというふうに思います。推奨区分もこのままでよいと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に亀田委員をお願いします。

○亀田委員 はい。ユダヤ人迫害の実態など、レジスタンスがどんな感じでやっていたのかというようなことを知ってもらうという意味においてですね。やはり意味はあるのかなと思いますので、推奨ということでお願いしたいと思いますが、殺害するシーンなど残酷なものも出てきますので、高校生というところで、そこも妥当なのかなと思っております。

○会長 ありがとうございます。次に高島委員お願いします。

○高島委員 はい。推奨でお願いいたします。該当項目と対象はご提案のとおりでお願いしたいと思います。初めは支援に乗り気でなかった主人公が、孤児たちと接するうちに命懸けで孤児たちを安全な国に逃がすようになります。その変化とひたむきさに胸を打たれました。また映画がいかにも人を勇気づけるのかを実感することができました。芸術がこの映画の大きな魅力の一つになっていると思います。主人公が芸術家を志していることに反対していた父親が、ドイツ軍からの攻撃を免れて家業の肉屋ができなくなったあと、劇場でオペラを歌っていました。それを見た主人公と父との会話が非常に印象に残っています。父は息子に、「歌うのが夢だったが代々肉屋だった。かなわぬ夢だった。家や仕事を奪われてしまったので実現できた」と話したところ、息子は「なぜ自分が芸術家になろうとするのを反対したの」と父に尋ねました。父は「飢えてほしくなかった、肉屋なら飢えない」と答えました。ここで親子はそれぞれの思いを理解することができたのだと思います。そして主人公は芸術の力で、子どもたちを勇気づけるだけでなく、追っ手のナチスから子どもたちを守ることができたのだと思います。主人公の演技やパントマイムのすばらしさに本当に圧倒されました。この映画は皆さまがお話しくださったように、ナチスによる迫害について学ぶことができるだけでなく、人のために行動することの尊さ、芸術の大切さや、子どもの人生は子ども自身のものであるということなど、たくさんのことを実感できる映画だと思いました。ぜひ親子で見ていただきたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。では G 委員お願いいたします。

○G 委員 私も推奨で、対象は高校生で、推奨理由もこの通りでいいと思います。ただ、これは以前諮問されたナチス関連の映画の時も言ったんですけども、この時代、ナチス政権がせん滅しようとしたユダヤ民族とか、ロマ民族、差別表現になりますが、いわゆるジプシー民族のことですが、このせん滅に関しては、大人子どもを問わず命令されていたんですね。私もベルギーで大きなせん滅の村に行きましたが、当時のヨーロッパでは、このせん滅するということ、民族を根絶やしにするという考え方が根深くあったということです。ですから、このマルセル・マルソーが救ったユダヤ人の孤児たちのスイスへの逃亡の経緯とか、その事情というのも現実にあったということですね。この歴史的事実を今の高校生には是非知ってほしいと思うし、このような行為を人間が人間に対して行った約 80 年前の出来事、現実を

受け止めてほしいですね。この映画は、ある種の人生観を左右するぐらいの、大変いい映画だと思います。

○会長 ありがとうございます。次に H 委員お願いいたします。

○H 委員 残念ながら見るできませんでした。

○会長 はい。失礼しました。では加藤英典委員お願いいたします。

○加藤（英）委員 はい。優良映画に推奨に賛成をしたいと思います。非常にいい映画で感動したんですけど、結構残酷なシーンも多いということもあって、本当にナチス政権下のユダヤ人迫害のその歴史、これをやはり十分理解しないと、なかなか分からないんじゃないかなって感じがして、高校生はちょっと本当にギリギリかなという印象はありましたけれど、対象区分として、高校生ということですので、賛成をしたいと思いますし、あと該当項目についても事務局の提案でよろしいかと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に小澤委員お願いします。

○小澤委員 推奨に賛成です。また対象区分ですが、高校生、また青少年の健全育成に有益とする該当項目についても事務局案に賛成です。全編を通して命の尊厳や、他者を思いやる気持ちというのを強く感じました。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に A 委員お願いいたします。

○A 委員 はい。推奨に賛成です。最後までハラハラさせるすばらしい映画だったと思います。ユダヤ人への迫害に関して、高校生に理解してもらうのに内容的に本当に有益な映画だと思います。個人的にはパントマイムのシーンが少なかったのがちょっと残念ですが、本当に全編通して、改めてユダヤ人への迫害に関して考えさせられた映画でした。推奨理由も異論ありません。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に J 委員お願いします。

○J 委員 はい。優良映画としてぜひ推奨したいと思います。区分対象もそれから該当項目もこのまま事務局案でいいと思います。とにかく残酷なシーンが多くて、やっぱり人種差別や理不尽な暴力、その残酷さを改めて感じました。ただ、あれだけ残酷なことをできる人が自分の子どもには甘いというのが何か、その辺の人間の縮図を見た気がします。以上です。

○会長 ありがとうございます。では F 委員お願いします。

○F 委員 はい。このマルセル・マルソーっていうのは実在の人物であり、123 人のユダヤ人

孤児を、スイスに逃がして命を救ったってということですがけれども、パントマイムの神様と言われているけれども自分のしたことについて、人生を通して語る事がなかったっていうのがすごいなと思いました。あと私はユダヤ人の迫害の映画として、『コルチャック先生』とか、『ライフ・イズ・ビューティフル』、それから『アンネの日記』とかいろんな名作がありますけれども、この『沈黙のレジスタンス』っていうのも、歴史に残っていく名作になるのではないかなと感じております。ただ、水を抜いたプールのところに4人から5人が立たされて、次から次へと撃ち殺されるシーンがあって、これは区分的には高校生かな、ちょっと中学生、小学生では残酷すぎると思いました。非常に感動した映画でございます。推奨します。

○会長 はい。ありがとうございました。では会長代理をお願いします。

○会長代理 はい。推奨をお願いします。良識と倫理観を育てると、そういう映画であるとともに、ナチスの歴史、歴史認識を持ってもらうきっかけにもなる映画ではないかと思えます。残虐なシーンがありますので、高校生で妥当ではないかと思えます。

○会長 はい。ありがとうございました。では最後に私ですが私も推奨で、高校生で、また推奨基準も、この1、2、3、5号で全てが当てはまる、得るものの大きい映画だと思えました。推奨をお願いします。

では以上で、今回の映画につきまして全員一致で推奨ということで、区分も高校生ということで答申をまとめたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それではほかに事務局から連絡事項ありましたら、お願いいたします。

○若年支援課長 はい。事務局からでございます。都民の申出につきましては6月はございませんでした。

条例第4条の3にございます都民の申出ではありませんが、当審議会に関するご意見が、メールにより2件ございましたのでご紹介させていただきます。

1件につきましては内容が、不健全図書類指定制度そのものや、過去に指定した不健全図書類の指定についての反対。また調査のための図書購入の選定方法や指定する際の基準が不明瞭である。また指定している作品にも偏りがある、などの趣旨のご意見でございました。

改めての説明になりますが、東京都では18歳未満の青少年が容易に手に取り閲覧できる場

所に陳列されているものの中から書籍の調査購入を行いまして、東京都青少年健全育成条例及び同条例施行規則に該当するものについて、自主規制団体の意見を聞いた上で、本審議会に諮問し、指定該当の答申がなされたものについて、不健全図書類として指定をしてございます。

図書の調査購入につきましては、特定のジャンルに偏るものではなく、幅広く調査を行っております。過去の指定図書類につきましては、先に申し上げましたとおり、条例等に基づき指定を行ったものでございますので、今回いただいたものにつきましてはご意見として受け止めさせていただきたいと存じます。

なおその他の事項につきましても、条例等に基づき適切に対応しているところでございますが、いただいたご意見として受け止めさせていただければと思っております。

もう1件につきましては、不健全図書指定に反対しますというご意見でございました。こちらもご意見として受け止めさせていただければと思っております。

ご意見、ご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。何かありますでしょうか。

○会長 はい。では会長代理。

○会長代理 2つ目の件ですけれども、これは制度そのものに反対だということですか。それともある指定された本について反対だということでしょうか。

○若年支援課長 2点目につきましては制度そのものに反対ということで、特に反対する理由等は、メールには明記されていないところでございます。

○会長 はい。E委員。

○E委員 これ都民の方からのいただいたご意見に対して今、共有されているんですけれども、傍聴に来られている方々が入ってくる中での共有というのはあるんですって。

○若年支援課長 これまでこの調査・審議の中でやっていたかと思えます。

○E委員 この非公開の中でやる理由っていうのは何かあるんですか。一意見として申し上げますけど、やはり広く都民の方々からの意見に対する事務局の見解あるいは委員の見解というのは知られるべきことだというふうに思いますので、傍聴の方々が入ってこられる中で、そういったことも共有されるべきなのかなというふうに、私としては思います。以上です。

○若年支援課長 ありがとうございます。

○会長 ほかにご意見ございますか。今の部分については議事録としては公表しているという

ことですね。

○若年支援課長　そうですね。議事録ではこの内容については公表させていただいているところですよ。

○会長　議事録で公表はしているけど、E委員がおっしゃられているのは、傍聴人が入っている場所で報告してもいいのではないかということ意見を言っておきたいということよろしいでしょうか。

○E委員　はい。

○会長　H委員、どうぞ。

○H委員　今の議事録で公表しているという部分についてですが、傍聴人がいない部分は、今のこのやりとりも議事録には載るんですよ。

○若年支援課長　そうですね。この非公開部分についても議事録の中で公表させていただいています。

○H委員　ならばなおさらE委員のおっしゃるとおり、オープンでやったほうが良いと思います。これからは改善したほうが良いと思います。

○若年支援課長　ご意見ありがとうございます。事務局のほうでも少し検討させていただきます。

○会長　この件は事務局で検討してください。

ではほかにはご意見よろしいでしょうか。

それでは続けてほかの説明をお願いいたします。

○若年支援課長　説明につきましては以上となりますが、次回の審議会は諮問予定の映画はございませんのでよろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

○会長　はい。それでは、本日の調査・審議事項全般について何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは以上で調査・審議事項は終了となります。傍聴人の方が再入室されますので、図書類が分かる資料はしまってくださいよう、お願いいたします。

(傍聴人入室)

それでは、議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長　はい。まず本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行

い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『沈黙のレジスタンス～ユダヤ孤児を救った芸術家～』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申となりました。不健全図書の告示予定日は令和3年7月16日金曜日、推奨映画の公告予定日は、令和3年7月20日火曜日、プレス発表は告示日前日の令和3年7月15日木曜日となります。告示日もしくは告示日前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、お願い申し上げます。

次に、次回の審議会についてご案内いたします。令和3年8月2日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

説明は以上です。

○会長 それではこれで審議会を終了させていただきます。委員の皆さま、ありがとうございました。

午後4時38分閉会